関西地方本部地域社員 JA3KF 江口

第5回定時社員総会 意見提示(準備書面)

社員総会議事運営規定 第14条の規定により、第5回定時社員総会に於いて社員として の意見質問を提示したいので準備書面を提出いたします。

質問. 監査指導業務について

旧社団法人日本アマチュア無線連盟における、監査指導委員会設立以来、監査指導業務に 従事している正会員として、一般社団法人日本アマチュア無線連盟が定款第4条(1)ウ. に公示している「電波利用秩序維持及び電波利用環境整備に関する事業」を真剣に事業とし て運営する気が有るのか、疑問を持っています。

現在、当該業務は JARL 公開ホームページの「調べる」→「6. 電波環境/監査指導」→「電波環境・監査指導・不法局」と辿りついた「電波環境・不法局関連」ページで出てくる「■監査指導□監査指導業務について・・・」のリンクより表示される「監査指導業務について」には、「JARL 各支部においては、監査指導委員長と監査指導委員を選任し、全国で400名の方々がボランティアで監査指導業務に当たっています。

監査指導業務とは電波障害に関する相談受け付けや対策の指導、アマチュアバンド内のモニター、アマチュア無線に関する育成指導、JARL ガイダンス局の管理などが主な活動です。また、各地方本部には各支部の監査指導活動状況を(の?)とりまとめをおこなう監査長がいます。」の記載が見られます。

しかし現状は会長並びに理事諸氏は良くご存じと思いますが、

規則 第36条(1)において、地方本部には「地方本部長、支部長、監査長、会計幹事及び会計監査 各1名」を置くと規定し、第39条に監査長の選任と職掌を規定してだけであり、第11章の支部組織、第44条に「支部の役員の配置及びその選任並びに運営に関する事項は。理事会の決議を経て別に定める。」と規定しているが、ホームページに記載した支部の監査指導委員長と監査指導委員と選任に関する理事会での審議が新法人に移行してから行われているのか、全国共通認識で監査指導が行われているのか、甚だ疑問です。

旧法人下で規定された、監査指導規定・監査指導業務に関する実施要項が引き続き延用されているのか、明確に通達されるべきではないでしょうか?

この点、ご出席の各支部長社員のご認識を伺い、引き続き各理事のご見解を伺いたい。

要望: JARL ガイダンス局に関して。

1. ガイダンス局の運用は業務局であるため、3 陸特以上の業務免許所有者によって運用されることになっている。

従って、各支部監査指導委員会においても、ガイダンス局運用担当者名簿の整備が必要と 思われるが、JARL本部としてその把握と、関係部署への周知をすること。

- 2. ガイダンス局設備に関して、業務局であることを認識し、機材の点検、修理を免許更新時等の適当な時期に定期的にメンテナンスを行う体制を作る。
- 3. ガイダンスのメッセージについても、世の中の進展に合わせた改定が必要と考えられる。
- 4. ガイダンス局運用の結果、被警告者にかなりの反発が見られることはご承知と思いますが、ガイダンス運用者がそれにより被害を受ける可能性は無きにしもあらずと思われ、通常の相手方と異なり、場合により刑事事件になることも考えられるが、被害を受けた場合の物損、傷害保険等の加入に関してはどの様に考えておくことも必要。
- 5. このような際に必要な、警察等に対するガイダンス局の意義と説明、運用者に対して JARL がこの運用を委託していることの資格証明書の発行等を行うことは考えられないか?

要望: スプリアス基準改定に対しての周知徹底。

基準離れになる機器を使用し続けるアマチュア局が JARL メンバーも含めて多く出てくるものと感じられるが、どの様に周知してゆくか JARD に任せてゆくだけで良いのか会員サービスの一端としても考えてゆくことが必要ではないか?